

申請要領等については県通知第200800098440号(平成20年9月26日付)を参照してください。

県内全ての建築物に共通のもの	
手続の種類、様式等	根拠条文等
<p>1. 建築確認申請又は計画通知書の添付書類</p> <p>(1) 様式名称 建築物移動等円滑化基準チェックリスト(通知別添様式第1号)</p> <p>(2) 提出先 建築主事又は指定確認検査機関</p>	規則第3条
<p>2. 建築物移動等円滑化基準を適用しない増築等の認定</p> <p>(1) 様式名称 建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定申請書(規則様式第1号)</p> <p>(2) 提出先 東部・中部・西部総合事務所生活環境局建築住宅課</p> <p>(3) 添付図書 特に定めはないが、「当該建築物の増築等については適用しないことを希望するものを適用した場合に、既存部分に必要となる大規模な改修の内容」や「大規模な改修を行うことができない事由」を以下に掲げる図書を添付して明らかにすること。 (ア) 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表1の(イ)項に掲げる付近見取図、配置図及び各階平面図 ・同項の表2の(86)項の(ろ)欄の事項を記載するものとする。 ・表1の(イ)項の明示すべき事項のうち、建築物移動等円滑化基準に関連のないものについては記載することを要しない。 (イ) 建築物移動等円滑化基準チェックリスト(通知別添様式第1号) (ウ) その他総合事務所長が必要と認める図書</p> <p>(4) 提出部数 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市 の区域・・・正本1部、副本3部 その他の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・正本1部、副本2部 建築基準法第6条第4号の建築物に限る</p>	条例第22条、 規則第5条
<p>3. 適合証の交付請求</p> <p>(1) 様式名称 建築物移動等円滑化基準適合証交付請求書(様式第8号)</p> <p>(2) 提出先 特定建築物が所在する所管行政庁</p> <p>(3) 添付図書 ア 建築基準法の完了検査を受けている特別特定建築物で基準適合義務があるもの 建築主事或いは指定確認検査機関が交付する検査済証の写しを添付 イ アに規定する場合のうち増築等の場合、又はアに該当しない特定建築物 (ア) 建築基準法施行規則第1条の3の表1の(イ)項に規定する付近見取図、配置図及び各階平面図</p>	条例第24条 規則第10条

<ul style="list-style-type: none"> ・同項の表2の(86)項の(ろ)欄に掲げる事項を記載すること。 ・表1(い)欄の明示すべき事項のうち、建築物移動等円滑化基準に関連のないものについては記載することを要しない。 <p>(イ)建築物移動等円滑化基準チェックリスト(通知別添様式第1号)</p> <p>(4)提出部数 正本1部</p>	
<p>県が管轄する区域(市部を除く区域)の建築物のみに適用されるもの</p>	
<p>手続の種類、様式等</p>	<p>根拠条文等</p>
<p>1. 特定建築物の建築及び維持保全の計画の認定</p> <p>(1)様式名称 認定申請書(法施行規則第3号様式)</p> <p>(2)提出先 東部・中部・西部総合事務所生活環境局建築住宅課</p> <p>(3)添付図書 (ア)省令第8条に規定する書類(付近見取図、配置図、各階平面図、縦断面図、構造詳細図) (イ)建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト(通知別添様式第2号) (ウ)建築物移動等円滑化基準チェックリスト(通知別添様式第1号) 基準適合義務のある特別特定建築物の場合に限る (エ)建築確認申請書 認定と同時に建築基準法第6条第1項の建築主事の通知を受けたい場合</p> <p>(4)提出部数 正本1部 副本1部((エ)については3部)</p>	<p>法第17条 省令第8条 規則第6条</p>
<p>2. 特定建築物の建築及び維持保全の計画の変更</p> <p>(1)様式名称 特定建築物建築等計画変更認定申請書(規則様式第4号)</p> <p>(2)提出先 東部・中部・西部総合事務所生活環境局建築住宅課</p> <p>(3)添付図書 (ア)上記1.(3)に掲げる図書(変更に係る部分のみとすることも可) (イ)前回の認定通知書原本</p> <p>(4)提出部数 正本1部 副本1部((エ)については3部)</p>	<p>法第18条 規則第7条</p>
<p>3. 特定建築物の建築及び維持保全の計画の認定を受けた建築主の変更</p> <p>(1)様式名称 認定建築主等変更届(規則様式第6条)</p> <p>(2)提出先 東部・中部・西部総合事務所生活環境局建築住宅課</p> <p>(3)添付図書</p>	<p>規則第8条</p>

<p>認定通知書原本</p> <p>(4)提出部数</p> <p>正本1部 副本1部</p>	
<p>4.エレベーターの特例認定</p> <p>(1)様式名称</p> <p>エレベーター特例認定申請書(規則様式第7号)</p> <p>(2)提出先</p> <p>東部・中部・西部総合事務所生活環境局建築住宅課</p> <p>(3)添付図書</p> <p>(ア) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書(床面積求積図を除く。)に同項の表2の(86)項の(ろ)の明示すべき事項の欄に掲げる事項を記載したもの</p> <p>(イ) 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表1の(ろ)項に掲げる図書</p> <p>(ウ) 構造詳細図(縮尺、主要構造部の材料の種別及び寸法、エレベーターのかご内及び乗降口ビームに設ける制御装置の位置及び構造並びにエレベーターのかご及び昇降路の出入口の戸の構造及び寸法を記載したもの)</p> <p>(エ) 構造計算書(エレベーターを設置する特定建築物がその壁、柱、床及びはりの応力算定及び断面算定の結果から見て、エレベーターの設置後においても構造耐力上安全な構造であることが確認できるもの)</p> <p>(4)提出部数</p> <p>正本1部 副本1部</p>	<p>法第23条</p> <p>規則第9条</p>

「条例」・・・鳥取県福祉のまちづくり条例

「規則」・・・鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則

「法」・・・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)

「省令」・・・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則